

脱炭素って安易に語るな

地球温暖化に異常気象……。気候変動対策が必要なことは論を俟たない。
だが、「脱炭素」という誰からも異論の出にくい美しい理念に振り回され、
実現に向けた課題やリスクから目を背けてはいないか。
世界が急速に「脱炭素」に舵を切る今、資源小国・日本が持つべき視点ととるべき道を提言する。

イラストレーション・泰間敬視

文・間瀬貴之、永井雄宇、山本隆三、平野秀樹、大場紀章、フィリス・ヨシダ、
編集部（野川隆輝、木寅雄斗、吉田 哲）





PART 1

政治主導で進む脱炭素 日本に必要な「バランス感覚」

国や企業に求められる最上位概念になったと言える脱炭素。

「話をよく聞く。新政権は、まず、エネルギー政策で胆力を問われる。」

文・編集部（野川隆輝）

日

本のクリーンエネルギー
戦略、LNG市場に
衝撃——輸入急減の見
込み」

米ブルームバーグ社が7月27日、この見出しで日本のエネルギー戦略を報じた。世界最大規模の液化天然ガス（以下、LNG）輸入国の日本が、電源構成におけるLNG火力の割合を下げることを公にしたためだ。報道によれば、米国やカタール、豪州などのLNG供給国で動揺が広がったという。

発端は7月21日。経済産業省資源エネルギー庁（以下、エネ庁）が国の中長期的なエネルギー政策方針である「第6次エネルギー基本計画（以下、エネ基）」の素案概要を初めて示した日にさかのぼる。

素案では、2030年の電源構成を「野心的」な見通しとして、発電時に二酸化炭素（以下、CO₂）を発生させない再生可能エネルギー（以下、再エネ）の割合を36〜38%と19年実績（18%）から約2倍に、原子力の20〜22%は同6%から3倍以上に設定した。一方で、LNG火力の20%は同37%から17%減、石炭火力の19%は同32%から13%の減と大幅な縮小を見込ん

第

6次エネルギー基本計

画案（以下、6次案）

が9月、経済産業省資源エネルギー庁から公

開された。6次案では、昨年に公表された「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする『ネットゼロ』を目指す」という政府方針を踏まえ、「30年度までの温室効果ガス排出削減目標を、従来の13年度比26%減から46%減」とするための日本経済とエネルギー需給の姿が示された。これらの目標は、6次案に記載のとおり、非常に「野心的」なものだ。

本稿執筆時点では6次案に対する岸田文雄新政権の方針と、パブリックコメントへの対応が見通せないため、この案がそのまま閣議決定されるかは定かでない。しかし「野心的」という言葉の意味は、30年まで残り9年もない中で、良く言えば「挑戦的」、悪く言えば「現実逃避」とも捉えられる。

菅義偉前首相によって「46%減」と目標の引き上げが表明された翌日（4月23日）、ある閣僚が「（46%という数字が）おぼろげながら浮かんできた」と発言したことが話題になった。

「おぼろげ」に浮かんだ計画の必達に



PART 2

おぼろげな46%減を徹底検証 「野心的」計画は実現なるか

政府が示した第6次エネルギー基本計画の実現可能性を疑問視する声が相次いでいる。
「野心的」な目標の必達に拘るあまり、歪んだ政策がなされれば将来の日本に大きな禍根を残しかねない。



文・間瀬貴之 Takayuki Mase
電力中央研究所
社会経済研究所主任研究員



文・永井雄宇 Yu Nagai
電力中央研究所
社会経済研究所主任研究員

最

近の日本のエネルギー問題を巡る議論の多くは、「脱炭素をいかに実現すべきか」「脱炭

素のためには再エネか？ 原発か？」

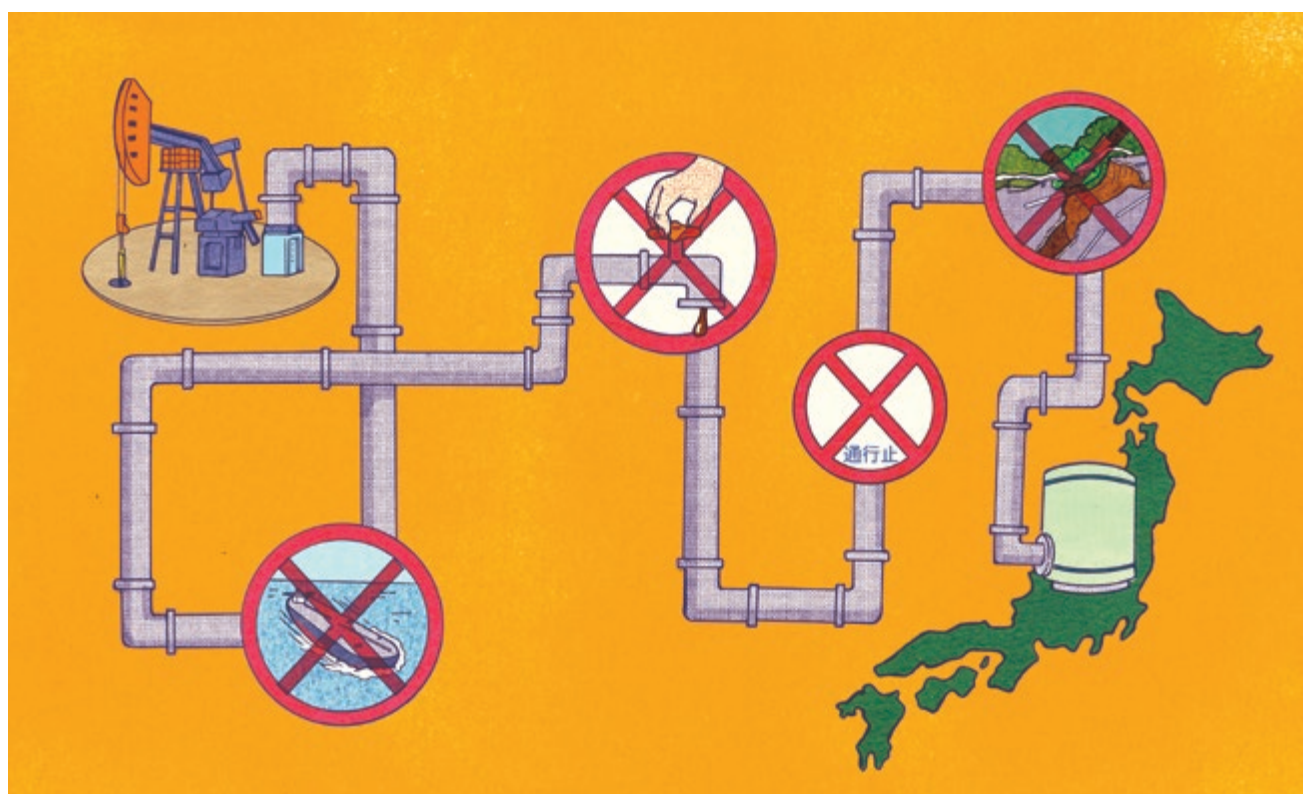
など、脱炭素に軸足が置かれている。

脱炭素は「戻ることのない世界のトレンド」で、日本もコミットしている国際公約であり、その実現のハードルの高さを考えれば、脱炭素が議論の中心になるのは当然のことではある。

しかし、こうした議論の中ですっぱりと抜け落ちてしまっている重大な問題がある。それは、化石燃料供給、特に「石油供給」の問題である。

石油の問題は日本ではなぜか関心が持たれにくい。原油価格が高騰し、現在ではガソリン価格も相当上がっているにもかかわらず、ほとんど話題になることはない。多くの日本人にとっての石油とは、太平洋戦争突入の理由の一つであり、石油ショックでパニックになったことを想起させるなど、実はセンシティブなテーマである。

しかし同時に、「過度に危機を煽るのは良くない」「いずれ石油は枯渇すると散々言われたが、結局何の問題もなかった」とのイメージを抱いている



PART 5

「バスに乗り遅れるな」は禁物 再び石油危機が起こる日

脱炭素が進めば石油が不要になるわけではない。石油に依存した状況はまだまだ続く。だが足元では、上流開発投資が激減し、安定供給が脅かされつつある。



文・大場紀章 Noriaki Oba
ポスト石油戦略研究所代表



堀 成美 Narumi Hori

感染症対策コンサルタント

神奈川県立大学法学部、東京女子医科大学看護短期大学卒業。
国立感染症研究所実地疫学専門家養成コース（FETP）
修了。聖路加看護大学助教、国立国際医療研究センター
感染症対策専門職などを経て現職。国立国際医療研究セ
ンター国際診療部客員研究員。

WEDGE OPINION

POLITICS

ウィズコロナへの転換期 今こそ検証すべき「法」と「体制」

新型コロナウイルス第5波が収束しても、われわれは常に次なる感染症の脅威にさらされている。「感染症」と「法律」の専門家が語る、将来に備えて今こそ議論すべき要点とは。



WATARU SATO

編集部（以下、——）9月末をもって
全都道府県で緊急事態宣言およびまん
延防止等重点措置が全面解除された。
新型コロナウイルス対策の近況は。

堀 新型コロナウイルスの特性自体はある程度
早い時期から把握できていたが、ここ
にきて医療現場レベルで「闘える武器」
が揃いつつある。ワクチンの効果で重
症患者が減少したのに加え、軽症・中
等症患者へは中和抗体薬「ロナプリー
ブ」の点滴投与（抗体カクテル療法）
によって症状悪化を抑える効果が見込
める。さらに、現在承認申請中の経口
治療薬が年内を目途に行き渡れば、い
よいよ長かったウイルスとの闘いの勝
利に向けた一筋の光が見えてくる。

吉峯 素人目には「ワクチンができる
まで数年はかかるのでは」と思われた
が、世界中が総力を挙げたことで1年

足らずで完成にこぎつけた。さらに、
従来のワクチンの常識と比べ有効性が
高く、副作用もほとんどないと聞く。
国内の接種率もかなり高くなってお
り、この点はしっかりと評価すべきだ。
堀 ウイルスとの闘いのフェーズが移
行する今だからこそ、われわれもコロ
ナに関する混乱を早期に整理し、これ
までの仕組みをモデルチェンジしてい
くべき時期にある。

—— 具体的には、どのようなことを見
直していくべきか。

堀 例えば、感染拡大初期に「濃厚接
触者に対しては患者と接触した日から
起算して14日間は自宅待機を要する
ように」という厚生労働省の方針が示
されたが、ワクチン接種者や、軽症の
自宅療養者の家族に対してまで2週間
の自宅待機を強いるのは過剰な対応
だ。検査を併用することで短縮でき、
感染データを踏まえて待機期間を見直
す国も増えている。日本でも、新型イ
ンフルエンザ等対策特別措置法の第5
条に「国民の自由と権利に制限が加え
られるときであっても、その制限は当
該新型インフルエンザ等対策を実施す
るため必要最小限のものでなければな
らない」という法に基づき、自宅待機



吉峯耕平 Kohei Yoshimine

弁護士

田辺総合法律事務所弁護士。東京大学経済学部卒業。日本医事法学会、一般社団法人日本医療情報学会、デジタル・フォレンジック研究会などに所属。第一東京弁護士会総合法律研究所IT法研究部会前部会長、国立国際医療研究センター臨床倫理委員会委員、司法改革推進センター委員などに就任。

期間の見直しを図るべきだ。

吉峯 法律の枠を逸脱した対策でいえば、感染症法では、感染者は入院させるしか選択肢がなく、自宅療養や宿泊療養は、本来認められていなかった。

歴史を紐解けば、ハンセン病患者への不必要な長期間の隔離を違法とする裁判例があり、感染症法が改正されて、隔離の概念をなくしてしまった。陽性者に対する強制措置は「入院勧告」しか用意されていない。「隔離」ではなく入院と医療ケアによる「保護」だという建前で、結果的に隔離が達成されるという欺瞞的な法律だ。一方、新型コロナウイルスは、無症状・軽症の陽性者から感染が広がるのが特徴で、医療機関以外での隔離（自宅療養、宿泊療養）といった法的根拠なき身柄拘束を実施せざるを得ず、人権侵害として極めて問

題だった。法律に基づかないことで「自治体がどうやって支援するか」「誰の負担でどこまでの治療行為を行ってよいか」など、さまざまな問題が曖昧になったまま。また、法律の裏付けがなければ、予算、人員、行動計画、どの程度の検査が必要かといった体制を事前に整備することができず、泥縄式の対応になってしまう。

新型コロナウイルスは予想外の感染症なので、発生当初は根拠がない中で対応するのややむを得なかったかもしれない。しかし、これだけ時間が経っているのに、立法措置がほとんどなされていないことは、諸外国と比べても理解できない。隔離が法律に書いていないなどという非常識な欠陥を見直し、現実的な対応ができるよう法改正すべきだ。

「2類」から「5類」で医療現場はどうなる？

緊急事態宣言の解除に伴って、国民への行動制限はどう変わるのか。

吉峯 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の下では、事業者が要請に従わない場合、命令や公表ができる。宣言や措置が解除されれば命令や公表はできないが、要請自体は可能である。いずれも任意の要請で、罰則もない。日本のこうした仕組みは一種の「ソフトロー（soft law）」といえる。

任意の要請による行動制限という仕組みには、メリットとデメリットがある。メリットは、状況に応じて柔軟に対策を変えることができ、人権制限としても程度が弱いところだ。デメリットは、「国が責任ある対応を取らなくなるのでは」という疑問が生じること、強制力がないことで無視する人が増えてくると、守っている人に不公平感を与えることだ。行動制限は最小限でなければならぬから、細かいルールを決めるよりも、考え方を共有して現場で考えられるようにすべきだ。最低限守るべきポイントは罰則で担保することと必要かもしれない。

——法律の見直しについて、現在感染症法の指定感染症のうち、2類相当に指定されている新型コロナウイルスを、インフルエンザと同等の5類感染症に引き下げるべきだ、といった意見もある。

吉峯 まず、法改正によって新型コロナウイルスは「新型インフルエンザ等感染症」という類型に位置付けられているので、5類には簡単に変更できないのではないかと。2類と5類を比べると、2類感染症の方が、法律的にみればできることが多い。例えば、2類感染症患者であれば「入院勧告」ができるが、5類ではできない。

堀 2類感染症の場合、できることも多いが、それに伴って医療機関が、やらなければならないことも多くなる。保健所への発生報告についても、5類は発生から7日以内に発生数のみの報告（麻疹・風疹をのぞく）だけでよいのに対し、1類から4類については氏名や住所など、感染者の個人情報も全て詳細に、かつ直ちに報告しなければならず、現在ほど感染者が増えれば医療機関にはかなりの負担となる。

新型コロナウイルスを5類に引き下げても工夫の余地はある。例えば、5類感染症の中でも「水疱瘡」については入院者

WEDGE REPORT

「察する」から「伝える」へ 言語技術で日本人の存在感を高めよ

世界共通のコミュニケーションツールである「ランゲージアーツ（言語技術）」に注目が集まっている。
教育、ビジネスなどの分野における活用事例からその力をレポートする。

文・編集部（友森敏雄）

MAITE MUELLER/GETTY IMAGES



言語は違っても、言語の使い方には共通するフォーマットがある

言語技術を取り入れはじめた 教育現場

「質問ありますか？」と言われる前に
質問しましょう」。9月の3連休
初日、全国から集まった中学・高校教
師たちに対し、「主語が抜けています」

トヨタ自動車で長年、海外駐在を経
験してきた星野雄司氏はこう振り返
る。中学・高校とベルギー・ブリュッ
セルで過ごした娘が帰国後、日本の大
学に入ったときのことだ。娘から、「デ
イバートで感情的になったり、リポー
トをまとめることに苦労していたりす
る学生を見て不思議に思った」と聞か
された。そこで知ったのは「欧米では
国語をスキル（技術）として学んでい
る」ということだった。「部下や同僚
の外国人が、プレゼンや交渉が上手だ
ったのは、ランゲージアーツ（言語技
術）を教えてもらっているからだ」と知
り、腑に落ちた。言語は違っても、い
わばOSのような共通プラットフォーム
があることを知った」（星野氏）。



本と外国で国語（母語）
教育にこれほどまでに
大きな違いがあるとは
思いもよらなかった」



台湾有事は日本有事 もはや他人事ではない

「中」

国が6年以内に台湾に武力を行使する危険性が高まっている」。今年3月、米国のデービッドソン前インド太平洋軍司令官がこう発言し、世界に緊張が走った。米軍内にそうした「危機感がある」ことは、紛れもない事実だろう。

4月の日米首脳会談後の共同声明には、52年ぶりに「台湾海峡の平和と安定」が明記され、それに呼応するように欧州諸国がインド太平洋地域への関与を強めた。多くの国で「最悪の事態」が想定され、備えが進んでいる。

国際社会がこれほど敏感に察している危機を、日本が傍観するわけにはいかない——。そんな思いから開催されたのが、日本戦略研究フォーラム（JFS）主催の政策シミュレーション

「徹底検証…台湾海峡危機 日本はいかに抑止し対処すべきか」だ。国会議員や外交・安全保障の専門家、元自衛隊幹部など総勢18人がリアルなシナリオに基づきシミュレーションを行い、その反省と教訓から政策提言を行った。

「台湾有事となればじっくり考えている暇はない。スポーツと同様、日頃からの練習と訓練が物を言う。現状、日本では今回のようなシミュレーションはおろか『座学』さえ満足にできていない」。参加者の一人、元内閣官房副長官補・兼原信克氏の言葉が重くのしかかる。

台湾有事とは日本有事である——。日本は戦後、米国に全てを委ねて安住してきたが、もういい加減、空想的平和主義から決別し、現実味を帯びてきた台湾有事に備えなければならない。